

監事監第0626001号

平成26年6月26日

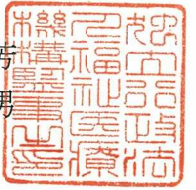
独立行政法人 福祉医療機構

理事長 長野 洋 様

独立行政法人 福祉医療機構

監事 太田 克 芳

監事 丸田 康 男



平成25事業年度 監事監査報告書 の提出について

標記報告書について、別添のとおり提出いたします。

(別添)

## 平成25事業年度監事監査報告書

独立行政法人 福祉医療機構  
監事 太田 克芳  
監事 丸田 康男

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定並びに独立行政法人福祉医療機構監事監査規程（以下「監査規程」という。）に基づき実施した独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度における業務及び会計監査の結果について、監査規程第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

#### I. 監査方法の概要

1. 役員会、経営企画会議、貸付審査会、契約審査会、コンプライアンス委員会等各種委員会、その他機構の重要な会議に出席するほか、重要な決裁文書等を閲覧するとともに、必要に応じ各業務の執行状況について報告を受け監査を実施した。
2. 平成25事業年度監事監査計画に基づき、本部及び大阪支店の業務について、事前に提示した質問事項に関して関係資料の提出を求め、ヒアリングを実施し、必要に応じ追加的な書面監査、実地監査等を実施するとともに、内部監査部門（監査室）と緊密な連携を図りつつ業務監査を実施した。  
監査結果については、被監査部署、理事長及び役員会に報告した。
3. 平成25年度事業報告書の内容について監査を実施した。
4. 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書（以下「財務諸表」という。）、及び決算報告書並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）等の会計監査については、会計責任者への聴取等を行うとともに、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け監査を実施した。

## II. 監査結果

### 1. 会計監査

- (1) 財務諸表は、関係法令及び独立行政法人会計基準等に準拠して適正に作成されており、機構の財政状態、運営状況等の財務運営に関する情報を正しく示していると認められた。
- (2) 決算報告書は、機構の予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認められた。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、機構の運営状況を正しく示していると認められた。
- (4) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認められた。

### 2. 業務監査

- (1) 当機構は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報サービス事業、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業、並びに承継年金住宅融資等債権管理回収業務、8事業1業務を実施しているが、各事業・業務ともに、国の方針、関係法令及び機構の諸規程等に則り、適正に業務執行がなされていると認められた。
- (2) 「事業報告書」は、当機構の業務運営状況を正しく示していると認められた。

### 3. 業務監査重要事項等の概要

#### (1) 統制環境の整備

当機構では、経営理念「民間活動応援宣言」が平成20年10月に策定され、組織としてのミッション及び目指すべき方向性が明確に示されており、各年度の経営方針や重点課題等については、理事長から毎年年度当初の経営企画会議において「理事長示達」として幹部役職員に示され、イントラネットを通じて全職員へ周知されている。

更に、経営企画会議での「理事長所感」や各種会合等での理事長の訓示・挨拶等の内容もイントラネットに掲示され、理事長の経営姿勢や考え方の職員への浸透を図るなど、統制環境の整備に努めている。

平成25年度は、当機構の第3期中期目標期間の初年度に当たるが、年度当初の「理事長示達」の中で、理事長が初年度に特に注力したい事項として「お客様ニーズの徹底的な掘り起こしによる新たな商品・サービスの提供」と「ガバナンス態勢の高度化による内部統制の充実・強化」の二項目が示されている。

## (2) マネジメントの有効性

当機構では、毎年度、経営理念、年度経営方針、中期計画等に基づき各事業の重点目標が理事長、担当役員の審議を経て設定されている。毎月開催される経営企画会議において、各部長から業務運営状況や課題事項、重点目標の進捗状況等が定期的に報告され、理事長、経営陣による的確な指示、方針等が示されるなど機構業務全般に亘るモニタリングと目標管理が適切に実施されており、各事業の平成25年度業務実績については、総じて中期目標（年度計画）を上回る実績を上げていることを確認した。

また、役員連絡会（監事も出席）が原則毎週開催され、各役員及び総務企画部長等から、直近の組織運営全般に係る懸案・課題等が報告されており、経営陣の情報共有、課題認識の場として有効に機能していると認められる。

## (3) 業務運営の効率化

当機構では、顧客満足度調査等の利用者アンケートの意見・要望等への積極的な対応、並びに品質マネジメントシステムの運用による業務プロセス及び業務処理体制の見直し等を通じて、各部署が継続した業務改善を実施し、業務運営の効率化に努めていると認められる。

平成25年度は、ホームページ上の手続きマニュアル、書式ひな形、よくある質問（FAQ）等の充実及び情報システムを活用した事務省力化に加え、預金口座振替案内の廃止、振込手数料の引下げ等による経費削減措置等も着実に実施している。

## (4) 内部ガバナンスの充実

当機構は、平成24年1月の閣議決定「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を受け、理事長の指示に基づき、金融業務型のガバナンス強化を目指して、平成24年4月に組織横断的なプロジェクト・チームを組成し、コンサルタントも活用の上組織一丸となってコンプライアンス、リスク管理態勢の見直しを着実に進めてきた。

その結果、平成25年度中に金融検査マニュアルに準拠した、方針・規程類及び各種リスクの統括管理責任部署等の再構築を終え、理事長を委員長とする「ガバナンス委員会」を設置し、新しいコンプライアンス、リスク管理態勢の運用を平成26年度から開始している。

また、内部監査については、平成25年4月に専任の監査室長を配置するとともに、被監査部署のリスク特性、評価に応じた監査（リス

クベースアプローチ手法)を試行的に実施するなど、内部監査の態勢整備、機能強化に努めている。

#### (5) 東日本大震災被災者の支援

東日本大震災被災者の支援については、理事長から、平成25年度当初の「理事長示達」の中で、引続き機構の総力を挙げて取組む旨の方針が明確に示されている。

福祉医療貸付事業においては、被災地での融資相談会、個別融資相談の実施、優遇措置を講じた災害復旧貸付の利用促進、返済猶予先に対する貸付条件変更措置の実施等を通じて、被災施設の再健を支援し、社会福祉振興助成事業では、NPO法人等の被災者支援事業に対する重点的な助成を継続しており、また、各事業が連携協力して社会福祉施設経営セミナーを宮城県で開催するなど、平成25年度も機構全体が一丸となって被災者支援に取り組んでいると認められた。

#### (6) 貸出債権管理の充実

##### ① 自己査定の正確性向上

当機構は、保有資産の太宗が貸付債権であるため、正確な自己査定実施による適正な引当金の計上は財務健全性の観点から重要である。

各事業とも従前から金融検査マニュアルに準拠した規程・マニュアルを整備のうえ自己査定を実施してきたが、平成25年度の自己査定から、金融庁検査を想定して要注意先の要件、査定基準等を厳格化し、更に、平成26年度の実施に向け実態財務分析手法の導入準備を開始するなど、自己査定の正確性向上に努めている。

##### ② リスク管理債権の縮減

福祉医療貸付のリスク管理債権の動向及び発生要因分析等は、経営上の重要事項として、毎月の経営企画会議、四半期毎の特殊債権処理状況報告会で役職員に定期的に報告されている。平成25年度末のリスク管理債権比率は前年度比0.46%低下し2.40%となり、平成20年度以降最低となった。この要因としては、債権管理部門の初期延滞先に対する督促、管理強化や経営支援部門と連携した経営改善指導及び不良債権の早期回収努力などの成果と認められる。

平成25年度は、リスク管理債権未然防止の新たな取組みとして、リスク管理債権と正常債権の財務指標の比較傾向分析の実施や今後リスク管理債権化の恐れのある債権の試行的抽出など、貸出債権管理の

高度化に取り組んでいる。

(7) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に関する事項

① 不要資産の国庫返納

当機構は、平成23年度に公庫総合運動場及び千里山田宿舎を、平成24年度に宝塚宿舎及び川西宿舎を国庫納付してきたが、第3期中期計画において、平成25年度以降に残る東久留米宿舎他全9宿舎を国庫納付することとしており、転勤者が退去するまで暫定的に使用する高槻宿舎を除き平成25年9月までに入居者の退去を完了した。

国庫納付の方法は、厚生労働省及び財務省と協議を行い、当機構が売却し金銭納付することとなったことから、担当者を配置のうえ土地の境界確定作業等の手続きを進めており、早期売却を目指して適切に対応していると認められる。

② 契約の透明性・競争性向上

当機構は、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月策定)に基づき、競争性のない随意契約については、著作権の問題等やむを得ない事情がある契約以外は一般競争入札等に移行しており、随意契約の平成25年度実績は4件、20百万円と、件数、金額ともに同計画の目標を達成している。

「1者応札・1者応募」の縮減については、公告期間の長期化、入札資格要件の緩和、調達仕様書の改善、契約の複数年化などの措置を実施している。更に「契約監視委員会」での意見に基づき、応札辞退者へのアンケート調査、ヒアリングを強化し、辞退理由を分析・検証のうえ改善策を検討するなど、縮減努力を継続している。

③ 給与水準の適正化

当機構は、従前から組織のスリム化、常勤職員の抑制、管理職ポストの削減及び管理職層を中心とした本俸基準表の引き下げなど、給与水準の適正化に向けた施策を着実に実施してきており、平成24年度の年齢・地域・学歴差等を勘案した対国家公務員指数は100.4ポイントと適正なレベルまで低下した。

平成25年度は、宿舎廃止に伴う住居手当の支給増加を主要因として101.0ポイントと前年比0.6ポイント上昇するものの、来年度以降は年々低下する試算となっており、概ね適正な水準を維持しているものと認められる。

#### ④ 事業の縮小、廃止等

##### ア) 福祉医療経営指導事業

本事業は「民間と競合する業務を廃止」する旨結論付けられたことを受けて、経営セミナーの内容については、民間と競合しない様、当機構の独自性を発揮できる施設整備計画の策定アドバイス、経営実践優良事例の紹介、病院の機能強化等の講義に重点化しており、平成25年度は、社会福祉法人の経営高度化を求める議論の高まりを踏まえ、ガバナンス強化に資する講義も実施している。

「病院・医療経営指導ノウハウの民間への普及」に関する取組みとしては、地方銀行、信用金庫等民間金融機関の融資担当研修会への講師派遣や全国地方銀行協会との意見交換によるニーズ調査等を継続して実施している。

##### イ) 福祉保健医療情報サービス事業

本事業は「国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止」する旨結論付けられたことを受けて、平成23年4月に国と重複する行政情報及び民間と競合するワムネットプラス（福祉用具・機器情報等を掲載）を廃止している。

なお、掲載を廃止した行政情報については、各行政機関の資料掲載ページへのリンク機能を付加するなど、利用者の利便性に配慮した措置を講じている。

##### ウ) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

本事業は「十分な代替措置を講じた上で廃止」する旨、結論付けられたことを受けて、平成25年3月、厚生労働省において「年金担保貸付事業廃止計画」が策定され、「年金担保貸付事業の円滑な廃止に向けて、事業規模縮小等の措置を段階的に進め、これらの措置の進捗状況も踏まえ平成28年度に具体的な廃止時期を判断する。」こととされた。

当機構は、「年金担保貸付事業廃止計画」を踏まえ、貸付実施機関として、厚生労働省と段階的な事業規模縮小に向けた制度変更に関する協議、調整を行うとともに、受託金融機関（全国銀行協会）に対する説明、交渉を開始するなど適切に対応していると認められる。